○東京藝術大学事務組織規則

（平成16年４月１日 制定）

改正　平成17年４月１日　平成17年７月21日
平成18年２月７日　平成18年３月17日
平成18年11月20日　平成19年３月28日
平成20年３月21日　平成20年７月10日
平成21年９月24日　平成22年４月８日
平成22年４月27日　平成22年５月21日
平成23年３月29日　平成23年７月８日
平成24年４月１日　平成24年10月25日
平成25年９月19日　平成25年10月24日
平成26年３月27日　平成26年11月１日
平成27年４月７日　平成27年５月14日
平成27年10月22日　平成28年３月24日
平成28年10月11日　平成29年１月16日
平成29年４月11日　平成30年４月10日
平成30年12月11日　令和元年７月９日
令和２年７月20日　令和３年７月６日
令和４年４月12日　令和５年３月23日
令和５年10月26日　令和６年３月28日
令和６年７月18日　令和７年３月11日
令和８年５月13日

（目的）

第１条　この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、本学の事務組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局に置く課及び事務センター）

第２条　事務局に、次の課及び事務センターを置く。

（１）企画総務課
（２）経営改革プロジェクト課
（３）人事労務課
（４）財務会計課
（５）社会連携課
（６）学生課
（７）施設課
（８）千住校地事務センター
（９）図書館情報課

２　前項に定めるもののほか、以下に掲げる組織を置くことができる。

（１）事務ユニット　本学の教育・研究・学生支援・社会連携・国際連携に係る基盤的な役割を有するセンター・室等又は全学横断的かつ中長期的な継続が見込まれる特定事業・プロジェクト等に係る事務の円滑な処理を担当するユニット
（２）特命ユニット　学長又は理事が特に命じる専門的事項を担当するユニット
（３）その他の必要な組織

３　前項に関し、所掌事務その他必要な事項は、学長が別に定める。

（課に置く室）

第３条　社会連携課に渉外・産学共創室及び研究推進室を、施設課に環境整備室を、図書館情報課に芸術情報センター事務室及び情報基盤室を置く。

（課等に置く係）

第４条　課、事務センター及び課に置く室に、別表第１及び別表第２に掲げる係を置く。

（事務部）

第５条　美術学部、音楽学部、大学院映像研究科及び大学美術館に、事務部を置く。

（事務部に置く室）

第６条　美術学部事務部に取手校地美術学部事務室及び美術学部附属古美術研究施設事務室を、音楽学部事務部に演奏企画室及び音楽学部附属音楽高等学校事務室を置く。

（事務部等に置く係）

第７条　事務部及び事務部に置く室に、別表第３及び別表第４に掲げる係を置く。

（事務局長）

第８条　事務局に事務局長を置く。

２　事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を掌理し、並びに事務部の事務について総括し、及び調整する。

（課長）

第９条　課に課長を置く。

２　課長は、上司の命を受けて、その課の事務を処理する。

（担当課長）

第９条の２　事務局に、学長が特に命じる事項を担当させるため、担当課長を置くことができる。

２　担当課長は、上司の命を受けて、特定の事務を分掌する。

（参事役）

第９条の３　事務局及び事務局の各課に参事役を置くことができる。

２　参事役は、上司の命を受けて、事務局又は課の事務のうち特定又は一定範囲の事務を分掌する。

（事務長）

第１０条　事務センター及び事務部に事務長を置く。

２　事務長は、上司の命を受けて、その事務センター又は事務部の事務を処理する。

（課長補佐及び事務長補佐）

第１１条　課及び事務部に、それぞれ課長補佐又は事務長補佐（以下「課長補佐等」という。）を置くことができる。

２　課長補佐等は、課長又は事務長を助け、その課又は事務部の事務を処理する。ただし、課長補佐等を２名以上置く場合には、その事務を分担させて処理させることができる。

（専門員、専門職員及び総括主査）

第１２条　事務局、事務局の各課及び事務センター、課に置く室、事務部並びに事務部に置く室に、専門員、専門職員及び総括主査を置くことができる。

２　専門員は、上司の命を受けて、極めて高度の専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理するとともに、専門的見地から学長、事務局長、課長又は事務長を助け、その業務に密接に関連する専門職員及び係の指導にあたる。
３　専門職員は、上司の命を受けて、前項に掲げる事務組織の所掌事務のうち、専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理する。
４　総括主査は、上司の命を受けて、係間の調整を行うとともに、特に重要かつ困難な事務を処理する。

（係長及び主任）

第１３条　係に係長を置き、必要に応じ主任を置くことができる。ただし、室に係を置かない場合には、室に主任を置くことができる。
２　係長は、上司の命を受けて、係の事務を処理する。
３　主任は、上司の命を受けて、係又は室の所掌事務のうち特定又は一定範囲の分野の事務を処理する。

（室長及び室長補佐）

第１４条　第３条及び第７条に規定する室に、室長及び室長補佐を置くことができる。
２　室長は、当該課及び事務部の課長補佐、事務長補佐、専門員又はその他の職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
３　室長は、上司の命を受けて、その室の事務を処理する。
４　室長補佐は、当該室の係長、専門職員又はその他の職員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
５　室長補佐は、室長を助け、その室の事務を処理する。ただし、室長補佐を２名以上置く場合には、その事務を分担させて処理させることができる。

（雑則）

第１５条　事務局の各課及び事務センター、課に置く室、事務部並びに事務部に置く室の事務分掌その他必要事項については、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成16年４月１日から施行する。
２　東京芸術大学事務組織内規（昭和36年６月14日制定）は廃止する。

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成17年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成18年２月７日から施行し、平成17年12月21日から適用する。ただし、第15条の改正規定は、平成17年11月17日から適用する。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成18年12月１日から施行する。

附　則
この規則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成20年８月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成21年９月24日から施行する。
附　則
この規則は、平成22年４月８日から施行し、平成22年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成22年５月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成22年５月21日から施行する。
附　則
この規則は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成23年８月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月４日から適用する。
附　則
この規則は、平成25年10月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年７月18日から適用する。
附　則
この規則は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成26年11月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成27年４月７日から施行し、平成27年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成27年５月14日から施行し、平成27年５月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成27年11月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成28年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成28年10月17日から施行する。
附　則
この規則は、平成29年１月16日から施行する。ただし、第10条の２の改正規定

は、平成29年１月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成29年４月11日から施行し、平成29年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成30年４月10日から施行し、平成30年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、平成30年12月11日から施行し、平成30年12月１日から適用する。
附　則
この規則は、令和元年７月９日から施行し、令和元年７月１日から適用する。
附　則
この規則は、令和２年８月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和３年７月６日から施行し、令和３年７月１日から適用する。
附　則
この規則は、令和４年４月12日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
附　則
この規則は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和５年11月１日から施行する。
附　則
１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。
２　改正後の規則第２条第１項第２号に規定する経営改革プロジェクト課は、令和11年３月31日まで存続するものとする。
附　則
この規則は、令和６年８月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和８年５月13日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第１

課、事務センターに置く係

課等	係の名称
企画総務課	総務・広報係、企画政策係、国際戦略係
人事労務課	組織・人材開発係、人事係、給与・共済係
財務会計課	財務総括係、経理係、本部会計一係、本部会計二係
社会連携課	社会連携係
学生課	総務係、課外支援係、奨学係、入学試験係、 学務係、国際交流係
施設課	施設企画係、施設整備係、施設マネジメント係
千住校地事務センター	庶務係、会計係、教務係
図書館情報課	総務係、資料受入係、図書情報係、 資料サービス係、情報サービス係

別表第２

室に置く係

課	室	係の名称
社会連携課	渉外・産学共創室	渉外企画係、産学共創係
社会連携課	研究推進室	知財管理係、研究協力係
図書館情報課	芸術情報センター事務室	総務係
	情報基盤室	情報基盤係

別表第３

事務部に置く係

事務部	係の名称
美術学部事務部	庶務係、会計・教材係、教務係、国際連携係
音楽学部事務部	庶務係、会計係、教務係、学生募集係
大学院映像研究科事務部	庶務係、会計係、教務係
大学美術館事務部	管理係、企画係

別表第４

室に置く係

事務部	室	係の名称
美術学部事務部	取手校地美術学部事務室	総務係
音楽学部事務部	演奏企画室	演奏支援係